

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年12月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(遠洋かつお釣)に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年5月7日
至)平成32年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(切り
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り下
捨てた金額)をもつて落札価格とするとする。入札者(消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載する。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13
水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省
庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」い
ずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び
役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停
止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第
1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明
書の交付を受けること。
① 直接交付
神奈川県横浜西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705
② 郵送による交付
封書に「海洋水産資源開発事業(遠洋かつお釣)に係
る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角
2)に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業(遠洋かつお釣)
に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社
名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のう
え、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年2月1
4日までに上記3.あてにてメール(アドレスは入札説明書
に記載)又はファックスにて質問を行うこと。当日まで
に質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に
対して行うとともに当該機構のホームページにて公表
する。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区別のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣）

2. 調査目的・概要

遠洋かつお釣漁業において、漁場探索能力の高度化等による操業効率の向上及び閉鎖循環飼育技術の導入等による省エネ・省コスト化等、収益性改善に資する技術開発を行い、当該漁業の経営と持続的な発展に資することを目的とする。このため、5月～9月頃は日本東方沖合海域、10月頃～3月は南方海域において、それぞれ遠洋かつお釣漁船を用船して調査を実施する。

3. 調査項目

(1) 漁場探索技術の高度化

衛星観測情報に基づく海洋環境データと操業状況との関係を精査し、漁場探索への活用について検討する。漁場探査能力強化に向けて2種類の取り組みを行う。ポップアップアーカイバルタグの漁場探査への活用を目指し装着・放流方法を開発する。実際にPATを活用した漁場探索実証試験を行ない、その有効性を確認する。無人航空機による魚群探索については遠洋かつお釣漁船での使用に適した無人機を選定し、船上での離発着試験を経て、漁場での実際の魚群探査試行を行い、実用化に向けた課題を抽出する。

(2) 自動釣機開発

自動釣機に関しては、調査船において、改良型実証機で開発した機能を実装した新型機の実証試験を行う。試験では、乗組員との釣獲比較試験を行い、釣獲尾数及び重量を比較する。遠洋かつお釣漁船では、釣り位置により、海面から舷までの高さや餌投げ台からの距離が異なり、これらは釣獲に影響すると考えられている。このため、新型機は左舷側中央または船尾中央に配置し、比較対象となる乗組員は新型機の約3m船首側(隣り)で釣獲を行う者とする。また、新たに組み込んだ制御プログラムを含め、新型機の動作状況を乗組員の釣獲動作と比較し、最適な釣獲動作を検討する。制御プログラムには、必要に応じて適宜改良を加えるものとする。

(3) 活餌いわし類飼育技術の高度化

閉鎖循環飼育の実証試験を引き続き行う。喚水率を変化させた実証試験を通じて、活餌生残率及び省エネ状況との関係を明らかにし、最適な換水時間を決定する。民間漁船への実装に向けて、既存船の場合と新船の場合に分けた導入方法を検討・提案する。また、ろ材の供給体制についても業界等と検討する。

フィッシュポンプを用いた活餌の積込みに関して、遠洋かつお釣船に適した水切り装置の開発を行う。

(4) 生物調査及び海洋観測

生物調査及び海洋観測に係る調査員の補助を行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：かつお一本釣り漁業

(2) 航海能力：50 日以上

(3) 総トン数：450 トン以上

(4) 漁労設備等：竿釣り操業に必要な漁具及び曳き縄設備を有すること。

(5) 付帯設備

①航海計器等：GPS, プロッター, 航海レーダー, 海鳥レーダー, スキャニングソナー (25~200kHz から 2 周波), 魚群探知機 (25~200kHz から 2 周波), 方向探知機, デジタル水温計, 潮流計, 風向風力計, インマルサット電話, ファクシミリ, 船舶電話, SSB, VHF を有すること。

②調査員室：調査員用の個室が確保されており, 机・照明・収納・就寝具を有すること。

③冷凍設備：ブライン式冷凍設備を有し, 日産 30 トン以上のブライン 1 級冷凍製品の生産が可能なこと。

④保冷設備：-40℃以下で保冷可能で, ブライン 1 級製品を 350 トン以上保冷可能なこと。

⑤その他：機関室において主機及び補機の燃油消費量を流量計で計測できること, 発電量及び冷凍機の消費電力を記録できること。フィッシュポンプを使用した活餌の積み込みが行えるスペースがあること, 上記装置用の 200V 電源を使えること。

(6) その他

①最大搭載人員中に, その他の乗船者として 2 名以上を含んでいること。

②本船は, 以上の要件の他, 法令で定められた設備は勿論, 調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え, かつこれらが維持管理されていること。

③用船主は乗組員に対して, 雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

(1) 乗組員数 30 名以内とし, 漁労長, 船長, 一等航海士, 二等航海士, 機関長, 一等機関士, 二等機関士, 通信長が確保されていること。また, 9 月以降は西経海区の調査を行う可能性もあることから, 9 月以降は甲区域で操業可能とすること。

(2) 漁労長はかつお釣漁業の十分な知識と技量を有すること。

(3) 乗組員の過半数がかつお釣漁業の経験を有すること。

(4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

(1) 用船期間：平成 31 年 5 月 7 日～平成 32 年 3 月 31 日

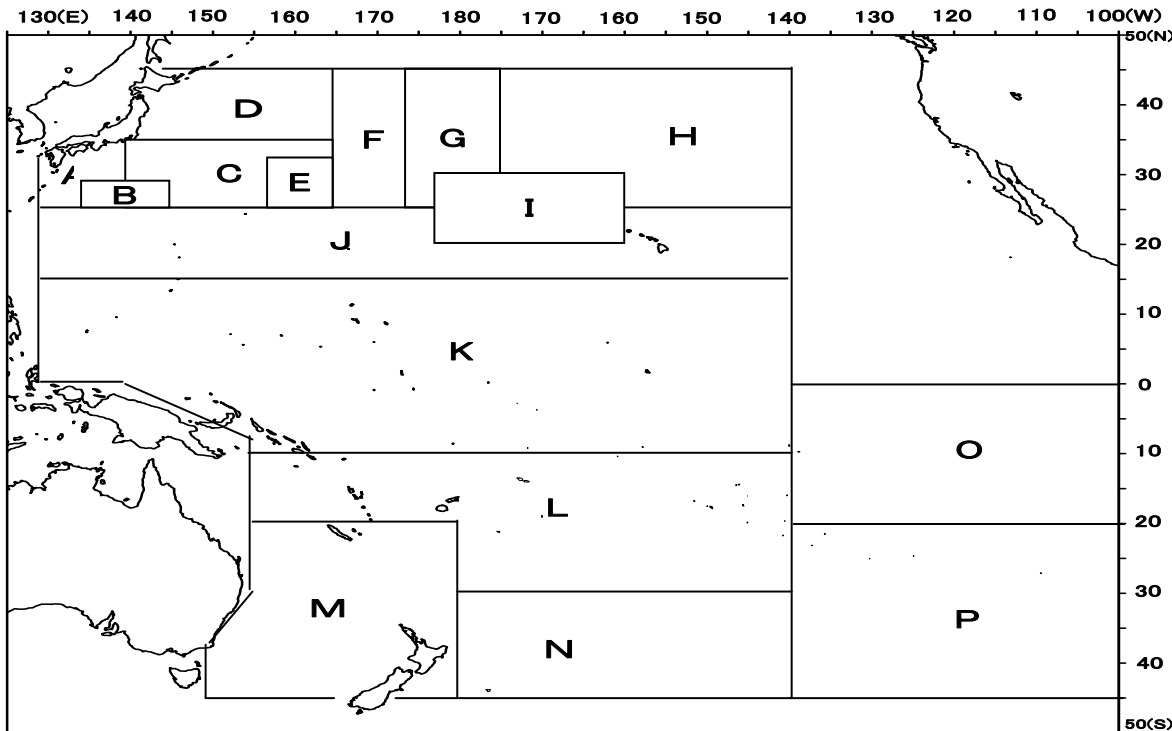
(2) 調査日程：

平成 31 年 5 月 7 日 用船開始 (焼津又は枕崎港)

平成 32 年 3 月 31 日 用船解除 (焼津又は枕崎港)

この間、日本東方沖合海域及び南太平洋海域を主体に 6~7 航海の操業調査を実施する。水揚げ及び補給等は、主に焼津港又は枕崎港において行う。

7. 調査海域：太平洋中・西部海域



日本東方沖合海域

- 日本近海海区
 A. 伊豆列島西側漁場
 B. 西之島漁場
 C. 伊豆列島東側漁場
 D. 東側漁場
 E. シャッキー海膨漁場

- 天皇海山・西経海区
 F. 天皇海山漁場
 G. 天皇海山沖合漁場
 H. 西経漁場

- ミッドウェイ海区
 I. ミッドウェイ近海漁場
 J. 北緯中南漁場

南太平洋海域

- 南方海区
 K. 南洋漁場
 L. 南緯中南漁場

- タスマン・ニュージーランド海区
 M. タスマン海公海漁場
 N. ニュージーランド東側漁場

- タヒチ海区
 O. タヒチ東方
 P. タヒチ南東

8. 担当研究所 開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューター又は乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック
- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
 - (2) 上記(1)のチェックは、契約者又は乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。
- （注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等について

ては、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者又は乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、履行するものとする。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は当センターが別途供給するものとする。
- (4) 他の公的機関が実施する事業に参加していない者であるか、または、参加している者であっても本調査事業に参加する期間中に調整が可能である者。

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 静岡県焼津市焼津港又は鹿児島県枕崎市枕崎港
4. 業務期間 自) 平成 31 年 5 月 7 日
至) 平成 32 年 3 月 31 日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
年間予定水揚げ数量：約 1,500 トン
主な漁獲物：遠洋かつお釣船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、1.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記 5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
(1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
①当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
②市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。

③スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。

④漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

全ての水揚げに立ち合いを求めないが、当機構の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

(4) 販売結果の報告に関する事項

販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）添付して提出すること。

(5) 販売代金の当機構への送金に関する事項

販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他

漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。